

玉名市介護人材育成支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護職員の技術や能力の向上を促進することにより、介護職員の確保及び定着率の向上並びに介護サービスの質的向上を図るため、本市の区域内（以下「市内」という。）で介護サービスを提供する事業所を運営する法人に対し、玉名市介護人材育成支援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し玉名市補助金等交付規則（平成17年規則第40号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護サービス 介護保険法（平成9年法律第123号）第40条及び第52条に規定する保険給付の支給対象となるサービスをいう。
- (2) 対象事業所 市内で介護サービスを提供する事業所をいう。
- (3) 研修等 別表に掲げるものをいう。

(助成の対象法人)

第3条 助成金の交付の対象となる法人（以下「対象法人」という。）は、対象事業所を運営する法人であって、当該対象法人が雇用している介護職員に係る研修等の経費を負担したものとする。ただし、対象法人の役員等が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付の対象としない。

- (1) 助成金の交付に係る計画の承認の申請を行った日前5年以内に介護サービスに関し不正又は著しく不当な行為をしたことがあること。
- (2) 市税の滞納があること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有していること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が助成金の交付の対象として適当でないとする事項に該当すること。

(助成額等)

第4条 市長は、別表に掲げる試験及び研修について、対象法人が負担した金額に対して、同表に掲げる助成率を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとし、当該額が同表に掲げる助成限度額を超えるときは、当該助成限度額）を予算の範囲内で助成するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、他の補助制度等に係る補助金等の支給を受けている場合は、対象経費から他の補助制度等による支給額を差し引いた額に別表に掲げる助成率を乗ずるものとする。

(助成の制限等)

第5条 助成に係る回数は、別表のとおりとする。

(助成金の申請)

第6条 助成金の申請を行う対象法人は、法人が運営する対象事業所ごとに介護人材育成支援事業助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書(様式第2号)

(2) 研修等を受講し、又は受験する職員に係る申請をする日の属する月の勤務表及び雇用証明書の写し

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(助成金交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る可否を決定し、その旨を当該申請をした対象法人に介護人材育成支援事業助成金交付決定(却下)通知書(様式第3号)により通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

2 助成金の交付の決定を受けた対象法人(以下「助成事業者」という。)の事業計画に基づき研修等を受講し、又は受験した職員は、修了証明書の交付を受けた日又は合格通知書を受けた日から起算して3年以上介護支援専門員として当該助成事業者勤務しなければならない。

(申請の取下げ)

第8条 助成金の申請を行った対象法人が、計画の変更により交付を取り下げる場合には、介護人材育成支援事業助成金交付取下届出書(様式第4号)を提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 助成事業者は、事業計画に基づいた研修等が完了したときは、介護人材育成支援事業助成金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1) 助成を受けた研修等において当該年度内に修了し、又は合格した研修等に係る修了証明書又は合格通知書の写し(修了証明書又は合格通知書の交付が遅れる場合は、研修機関又は試験実施機関からの証明書の写し)

(2) 研修等を受講し、又は受験する職員に係る申請をする日の属する月の勤務表及び雇用証明書の写し

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(助成金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定により報告を受けたときは、提出書類を確認し、その結果に基づき助成金の額を確定し、介護人材育成支援事業助成金交付確定通知

書（様式第6号）により助成事業者に通知するものとする。

（助成金の交付請求）

第11条 助成事業者は、助成金の請求をしようとするときは、介護人材育成支援事業助成金交付請求書（様式第7号）に交付確定通知書の写しを添えて請求しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第12条 市長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その決定を取り消し、介護人材育成支援事業助成金交付取消通知書（様式第8号）により、既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正の手段により助成金の交付の決定又は助成金の交付を受けたとき。
- (3) 助成事業者に勤務する対象職員が、修了証明書の交付を受けた日又は合格通知書を受けた日から起算して3年以上介護支援専門員として当該対象法人に勤務していないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が助成金を交付することが適当でないと認めるとき。

（継続就労確認）

第13条 助成事業者は、第7条第2項に規定する事項を確認するため、当該事項に係る職員の研修等の修了証明書の交付を受けた日又は合格通知書を受けた日から起算して3年を経過した日から30日以内に当該職員に係る継続就労証明書（様式第9号）を提出しなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条、第4条、第5条関係）

研修及び試験の項目	助成率	助成回数制限	助成限度額
介護支援専門員実務研修受講試験対策講座	1 / 5	1人につき1回	10,000円
介護支援専門員実務研修受講試験	3 / 4	1人につき3回	8,000円
介護支援専門員実務研修（合格者研修）	3 / 4	1人につき1回	45,000円
介護支援専門員更新研修	3 / 4	1年に1回	35,000円
主任介護支援専門員研修	3 / 4	1人につき1回	28,000円
主任介護支援専門員更新研修	3 / 4	1年に1回	24,000円

玉名市長 様

申請者 所在地
法人名
代表者 ⑩
電話番号

介護人材育成支援事業助成金交付申請書

玉名市介護人材育成支援事業助成金の交付を受けたいので、玉名市介護人材育成支援事業助成金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 介護サービス事業所の名称等

介護サービス事業所の名称	住所 事業所名
事業の必要経費(法人負担分)	円
助成金交付申請額	円

2 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 研修等を受講し、又は受験する職員に係る申請をする日の属する月の勤務表及び雇用証明書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

事業計画書

1 受講する研修及び受験する試験の名称	<input type="checkbox"/> 介護支援専門員実務研修受講試験対策講座 <input type="checkbox"/> 介護支援専門員実務研修受講試験 <input type="checkbox"/> 介護支援専門員実務研修（合格者研修） <input type="checkbox"/> 介護支援専門員更新研修 <input type="checkbox"/> 主任介護支援専門員研修 <input type="checkbox"/> 主任介護支援専門員更新研修
2 支援を受ける職員の氏名及び職種等	住所： 氏名： 生年月日： 職名：
3 研修及び試験の予定日	年 月 日
4 助成金の根拠	研修及び試験費用 円 他の補助制度による補助額 円 個人負担額 円 法人が負担する額 円 (A) 助成率 (B) 助成額 (A) × (B) 円

備考

- 1 支援を受ける職員ごと、受講する研修及び受験する試験の名称ごとに作成してください。
- 2 交付申請額の根拠の額が分かる研修要綱等の写しを添付してください。

第 号
年 月 日

様

玉名市長



介護人材育成支援事業助成金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった玉名市介護人材育成支援事業助成金については、玉名市介護人材育成支援事業助成金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり決定（却下）したので、同項の規定により通知します。

記

1 決定

- (1) 助成金交付決定額 円
- (2) 助成金交付対象の内容
- (3) 交付の条件

ア 対象事業所を運営する法人であって、当該対象法人が雇用している介護職員に係る研修等の経費を負担したものとする。

イ 助成金の交付の決定を受けた対象法人（以下「助成事業者」という。）の事業計画に基づき研修等を受講し、又は受験した職員は、修了証明書の交付を受けた日又は合格通知書を受けた日から起算して3年以上介護支援専門員として当該助成事業者に勤務しなければならない。

ウ 当該助成に関する書類を、交付決定のあった日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

2 却下

（理由）

年 月 日

玉名市長 様

申請者 所在地
法人名
代表者 ⑩
電話番号

介護人材育成支援事業助成金交付取下届出書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった玉名市
介護人材育成支援事業助成金については、下記のとおりその内容を取り下げたいの
で、玉名市介護人材育成支援事業助成金交付要綱第8条の規定により届出をします。

記

- 1 助成金交付額 円
- 2 取下げをするに至った理由
- 3 取下げ後の対応

年 月 日

玉名市長 様

申請者 所在地
法人名
代表者 ⑩
電話番号

介護人材育成支援事業助成金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった玉名市
介護人材育成支援事業助成金について、助成事業が完了したので、玉名市介護人材
育成支援事業助成金交付要綱第9条の規定により下記のとおり関係書類を添えて報
告します。

記

- 1 助成金交付申請額 円
- 2 助成金交付対象の内容
- 3 事業完了日 年 月 日
- 4 添付書類
 - (1) 助成を受けた研修等において当該年度内に修了し、又は合格した研修等に係
る修了証明書又は合格通知書の写し（修了証明書又は合格通知書の交付が遅れ
る場合は、研修機関又は試験実施機関からの証明書の写し）
 - (2) 研修等を受講し、又は受験する職員に係る申請をする日の属する月の勤務表
及び雇用証明書の写し
 - (3) その他市長が必要と認める書類

様式第6号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

玉名市長



介護人材育成支援事業助成金交付確定通知書

年 月 日付けで提出のあった玉名市介護人材育成支援事業助成金実績報告書を検査した結果、玉名市介護人材育成支援事業助成金について、玉名市介護人材育成支援事業助成金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり助成額を確定したので、同条の規定により通知します。

記

助成金交付確定額

円

年 月 日

玉名市長 様

申請者 所在地
法人名
代表者
電話番号

印

介護人材育成支援事業助成金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付確定の通知があった玉名市
介護人材育成支援事業助成金について、玉名市介護人材育成支援事業助成金交付要
綱第11条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて請求します。

記

1 請求金額

請求金額	百	十	万	千	百	十	円

2 振込口座

金融機関名							
預金種目			口座番号				
フリガナ							
口座名義人							

3 添付書類 振込口座情報が分かる通帳の写し

第 号
年 月 日

様

玉名市長



介護人材育成支援事業助成金交付取消通知書

年 月 日付け 第 号で決定した玉名市介護人材育成支援事業助成金の交付については、玉名市介護人材育成支援事業助成金交付要綱第12条の規定により下記のとおり決定を取り消したので、同条の規定によりその返還を命じます。

記

- 1 助成金取消額 円
- 2 助成金取消対象の内容
- 3 取消しの理由

年 月 日

玉名市長 様

申請者 所在地
法人名
代表者
電話番号

印

継続就労証明書

玉名市介護人材育成支援事業助成金交付要綱第7条第2項に規定する事項について、下記の者は、 年 月 日以降、継続して勤務していることを証明し、併せて同要綱第13条の規定により本証明書を提出します。

記

1 対象者氏名等

対象者氏名	
職種	

2 添付書類 証明書を提出する月の勤務表